

最終更新日: 2017年3月29日

株式会社 ダイナック

代表取締役社長 若杉 和正

問合せ先: 取締役 管理統括本部長 保坂 孝徳

証券コード: 2675

<http://www.dynac.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「食の楽しさをダイナミックにクリエイトする」それが私たちの仕事です」という企業理念のもと、お客様に楽しい空間と安全で高品質な商品とサービスをご提供し、豊かで楽しいコミュニケーションを“食”を通じて実現することで、食文化の発展に寄与し、潤いのある社会づくりに貢献していくことが、株主の皆様やお客様をはじめとする全てのステークホルダーのご期待に応えるものと認識しています。

その実現のため当社は、取締役会、監査等委員会、会計監査人等の機関を適切に機能させ、株主の皆様の権利を尊重し、経営の効率性と透明性を確保していくとともに、取締役会を中心とした自己規律のもと、株主の皆様に対する責任を十分に果たしていくことをコーポレート・ガバナンスの基本姿勢としております。

同時に、少数の取締役による迅速かつ機動的な意思決定と取締役会の活性化を図るとともに、社外取締役を中心とした監査等委員会と内部監査部門及び会計監査人との連携により、実効性の高い経営の監視・監督体制を構築してまいります。また、社会に信頼される健全な経営体制の実現を目指し、企業倫理の向上と法令遵守等によるコンプライアンス経営をより一層推進し、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を図ってまいります。

さらに、株主・投資家の皆様との対話として、中期経営計画の進捗をはじめとする経営状況に関する情報、コーポレート・ガバナンスなどの非財務情報の開示を適時・適切に行うほか、株主の皆様が適正に権利行使できる環境整備に努めるなど、株主・投資家の皆様を含めたステークホルダーとの良好な関係維持に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

■【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

議決権電子行使のプラットフォームや招集通知の英訳については、当社の機関投資家及び海外投資家の持株比率の状況を踏まえ、現時点ではその採用を考えておりません。今後につきましては、議決権行使状況及び機関投資家や海外投資家の比率等の動向を勘案し、採用の可否を判断してまいります。

■【補充原則3-1-2 情報開示の充実】

当社の海外投資家等の比率が相対的に低く、現状英語での情報の開示・提供を行っておりません。今後、海外投資家等の比率の動向を踏まえ検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

■【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、企業間取引の強化及び当社の中長期的な成長を図ることを目的として、取引先等の株式を政策的に保有しています。また、政策保有株式については、主に中長期的なビジネス上のメリット等の観点から定期的に検証し、取締役会において報告を行います。政策保有株式の議決権行使に当たっては、中長期的な企業価値向上の観点から検討を行ったうえで総合的に判断します。

■【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、当社取締役と取引を行う場合には、取締役会規則及び同付議基準に基づき、取締役会での審議・決議を要することとしています。また、同規則及び同基準に基づき、当社が主要株主等と取引を行う場合、取引の重要性の高いものについては、取締役会にて審議し、決議することとしています。なお、取引条件等については、一般の取引と同様に決定することとしています。

■【原則3-1 情報開示の充実】

(1)当社の経営理念や経営戦略、経営目標については、当社ウェブサイト「投資家の皆様へ」に開示しておりますので、次のURLにアクセスしてご覧ください。 <http://www.dynac.co.jp/investor/index.html>

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3)当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、同業他社や同程度の規模の主要企業の水準等を勘案し、その役割と責務および業績に見合った水準となるよう、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に対する動機付けや、優秀な人材の確保に配慮した体系としています。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、基本報酬(月次・定額)と賞与(年次・業績連動)により構成しております。基本報酬は、取締役としての役割・職責等を勘案し、役位別に設定しております。賞与については、単年度の業績評価のほか、中期計画の業績を踏まえた短期及び中長期的な観点での職務遂行状況を勘案して、株主総会で承認された報酬総額の限度内において、監査等委員会の意見聴取をした上で取締役会により決定しています。

監査等委員である取締役の報酬は、経営監督機能を十分発揮できるよう、職務内容に応じた基本報酬(月次・定額)とし、株主総会で承認された報酬総額の限度内において、監査等委員の協議により決定しています。

(4)当社は、取締役会における議論の実質性を高めるため、取締役の人数は、迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる範囲としています。取締役会全体としては、高い専門性と多様性等に配慮して、当社事業に精通した者、会社経営や財務・会計、法務、リスクマネジメント等の豊富な実務経験と高い能力、深い知見を備えた、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できる人物を取締役候補者として選定しています。なお、監査等委員である取締役には、財務および会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任し、社外役員の選任に当たっては、会社法に定める社外要件に加え、金融商品取引所が定める独立性基準を満たす者とします。

また、取締役候補者(監査等委員である取締役候補者を除く。)については、監査等委員会の意見聴取を経て、監査等委員である取締役候補者については、監査等委員の同意を得て、それぞれ取締役会で審議し、株主総会に付議することとしています。

(5)当社は、招集通知における株主総会参考書類において、社内取締役候補者、社外取締役候補者をまとめて選任理由を記載しております。

■【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】

取締役会は、経営の基本方針、経営計画など、業務執行上の重要事項のほか法令又は定款で定められた専決事項を審議し、決定しています。また、その他経営の全般的な重要事項に関しては経営会議等にて決定しており、原則として執行役員へ委任しています。

■【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の選任に当たっては、会社法に定める社外要件に加え、金融商品取引所が定める独立性基準を満たす必要があるものとしています。

■【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、議論の実質性を高めるため、取締役の人数は、迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる範囲としています。現在は、取締役7名のうち2名が社外取締役となっております。なお、取締役会は、当社事業に精通し、深い知見を備える取締役や、独立した客観的な立場から監督を行う社外取締役等、適切かつバランスのとれた構成を考えております。

■【補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社では、取締役候補者及び取締役の重要な兼職状況につきましては、「株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類、事業報告等の開示書類において、毎年開示を行っております。当該開示書類は、当社ウェブサイト「投資家の皆様へ」に開示しておりますので、次のURLにアクセスしてご覧ください。 <http://www.dynac.co.jp/investor/index.html>

■【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、当社の経営理念を体現し、企業価値の向上に資するため、平成28年(2016年)より取締役会の実効性に関する分析および評価を実施しました。

具体的には、当社の取締役会が実効的であるか否かを判断するためのアンケート調査を行い、全ての取締役が回答し自己評価を行いました。また、その結果等を踏まえ、平成28年(2016年)12月開催の取締役会において、取締役会の実効性に関する審議を行いました。

その結果、当社の取締役会は、その機能を発揮するために十分な資質、経験・知識および意欲を有する取締役から構成され、審議に必要な情報は事前に提供される等、取締役会が監督機能等を果たす体制として適切であり、その実効性は確保されていることが確認されました。また、取締役会として、中長期的な経営課題等の議論のより一層の充実を図る必要があることも併せて確認・共有されました。

■【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

当社では、取締役が職務遂行に必要な情報を適切かつタイムリーに提供しています。また、社外取締役に対しては、就任時オリエンテーションを行ない、就任以降も経営を監督する上で必要な事業活動に関する情報を継続的に提供するなどしております。また、取締役が自己研鑽に必要な費用や外部セミナー等の受講費用の支援を行い、会社法等の関係法令、財務・会計等の監査に必要な知識等の習得に努めております。

■【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

(1)当社では、株主の属性や申入れの趣旨・目的等の事情を考慮して、関連部門と連携し、執行役員以上の者を指定し面談に臨むこととしております。

(2)また、代表取締役が直轄するIR担当部署である経営企画本部の本部長をIR担当責任者とする事で、IRに関連する財務・経理、法務・総務部門等との情報共有を密にし、有機的な連携に努めております。

(3)経営企画本部にて半期毎に機関投資家等に向け決算説明会を開催し、代表取締役が直接説明しております。また、株主・個人投資家等の投資家に対しても当社ウェブサイトにて、決算説明会のレポート、売上高の月次状況等の情報を提供しております。

(4)IR活動・対話等を通じて得られた、株主・投資家等の意見、経営課題、その他の情報等については、必要に応じ、IR担当部署等を通じて取締役会、経営会議等でフィードバックしております。

(5)株主・投資家等との対話に際してのインサイダー情報の取り扱いに関しては、社内規程等に則り、留意しております。また、当社は決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、決算期日の翌日から決算発表日までの一定期間を「沈黙期間」に設定しております。この期間中は決算に関するコメントや質問への回答を差し控えていただくとともに、当社役職員の当社株式の売買を禁じております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
サントリーホールディングス株式会社	4,340,000	61.71
ダイナック従業員持株会	177,200	2.52
鴻池運輸株式会社	150,000	2.13
日本生命保険相互会社	84,000	1.19
株式会社三井住友銀行	60,000	0.85
株式会社三菱東京UFJ銀行	60,000	0.85
株式会社佐々木	40,000	0.57
三井住友信託銀行株式会社	40,000	0.57
関口 正明	20,500	0.29
三井住友海上火災保険株式会社	20,000	0.28

支配株主(親会社を除く)の有無	——

親会社の有無	サントリーホールディングス株式会社（非上場）
補足説明	

当社の親会社はサントリーホールディングス株式会社であり、同社は当社の株式4,340千株（議決権比率61.7%）を保有しております。なお、サントリーホールディングス株式会社は寿不動産株式会社の子会社であるため、寿不動産株式会社もまた当社の親会社であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	12 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

取引等を行う際の取引条件については、取引内容及び条件の妥当性について十分審議したうえで、一般取引条件同様、適切な取引条件で決定します。また、将来において重要な取引が新たに発生する場合には、取締役会で十分審議して、少数株主の保護に努めてまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

- 親会社の外食グループ会社との関係について
親会社のサントリーグループは平成28年12月31日現在332社（親会社2社とその子会社及び関連会社320社）で構成され、食品・酒類の製造及び販売、さらにその他の事業活動を行っております。当社は、この中のその他の事業分野で外食事業を行っており、サントリーグループの擁する主な外食グループとは、事業内容及び運営形態が異なり当社との競合はございません。
- 取引関係について
サントリーグループは、食品・酒類の製造及び販売、さらにその他の事業活動を行っており、当社はその製品・商品を販売店を通じて仕入、顧客に販売しております。また、当社はサントリーホールディングス株式会社の所有・賃借している不動産を店舗として一部賃借しておりますが、取引条件及び取引条件の決定方針等につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。
- 人的関係について
平成28年12月31日現在、当社の取締役（監査等委員）1名はサントリーホールディングス株式会社より当社の経営強化及び監査体制強化を図ることを目的として招聘したものであります。また、現在従業員のうち6名の出向者を受入れておりますが、事業の拡大に伴い業務を一時的に強化するため出向者を受入れたものです。なお、当社は定期採用・中途採用により人材確保に努めており、今後必要とする人材は独自の採用活動により確保していく方針です。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	22 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小松美喜男	弁護士											
岡 哲義	他の会社の出身者		△	△								

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小松美喜男	○	○	平成2年弁護士登録。同年平田法律事務所入所。同事務所弁護士。平成22年12月当社(社外)監査役。平成27年3月当社(社外)取締役。	小松美喜男氏は、弁護士としての豊富なキャリアと見識をもち、企業経営を統治するに十分な法務に関する相当程度の知見を有しておられること、また、これまでも当社の社外取締役としての職責を十分にはたしていることから、社外取締役として適任であると判断しております。また、当社との間に特別な利害関係はないため、一般株主と利益相反を生じる恐れもないことからと独立役員として適格と判断しております。
			当社の親会社であるサントリーホールディングス株式会社の出身者であります。平	岡 哲義氏は、当社の親会社及びそのグループ会社における豊富なキャリアと取締役として会社経営に携わった経験をもち、その実務経験による幅広い知識と見識を有しておられること、また、これまでも社外監査役として当社の経営に携わってこられ、経営陣から独立した客観的な立場で職責を十分にはたしていること

岡 哲義	○	○	成27年3月当社の常勤(社外)監査役に就任。なお、就任前の過去5年間に当社の親会社及び当該親会社の子会社であるサントリービジネスエキスパートにおいて業務執行者になったことがあります。	から、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、過去に当社の親会社及び当該親会社の子会社の業務執行者となったことがありましたが、平成27年3月23日付にて親会社のグループ監査部専任部長を退職されており、その後、親会社又は当該親会社の子会社との兼職は一切ありません。また、現在においても同氏と当社との間には特別な利害関係はないため、一般株主と利益相反の恐れもないことから独立役員として適格と判断しております。
------	---	---	---	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務は、監査部においてこれを補助することとしています。監査等委員会が指示する業務に関して、監査部の使用人への指揮命令権は、もっぱら監査等委員会に属するものとしています。また、監査部の使用人の異動、評価等については、監査等委員会の同意をもって行うものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保しています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人から、年間監査計画や各四半期のレビュー結果の報告並びに期末の監査報告を受け、また監査の実施状況について意見交換を行い、必要に応じて監査に立ち会うなど、適宜会計監査人との連携を図ります。
内部監査としては監査部(3名)を設置し、監査等委員会の指示を受けて、年間計画に基づき各部門の業務執行の有効性や法令の遵守状況等について監査を実施し、監査等委員会に報告を行うとともに、各部門へのモニタリングや業務の改善に向けた助言等を行います。また、財務報告の信頼性を確保するため内部統制室を設置し、会社の業務活動のプロセスが法令及び諸規定に準拠して、財務報告に係る内部統制が有効に機能しているかについて評価を行うとともに、必要に応じた改善を図ります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を満たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。なお、社外取締役については、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を踏まえ、社外取締役がつとめる法人・団体との取引関係等を勘案のうえ、選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度やストックオプション制度等の導入については、必要性等を検討し実施しておりませんが、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、取締役としての役割・職責等を勘案した基本報酬(月次・定額)と単年度の業績評価のほか、中期計画の達成状況を踏まえた短期及び中長期的な観点での職務遂行状況を勘案した賞与(年次・変動)により構成しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に対する動機付に配慮した体系となっております。

--	--

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

昨年度の平成28年12月期における当社の役員区分ごとの報酬等の総額は以下のとおりであります。

- 平成28年12月期に係る役員区分ごとの報酬等の総額
- ・取締役(監査等委員を除く)に対する報酬等の総額 83,602千円(内、社外取締役 1,200千円)
- ・取締役(監査等委員)に対する報酬等の総額 12,030千円(内、社外取締役 10,500千円)
- ・監査役に対する報酬等の総額 6,810千円(内、社外監査役 3,210千円)

※当社は平成28年3月23日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。
※取締役(監査等委員を除く)には、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものとして社外取締役1名が含まれております。また監査役は、当該移行前の期間に係るものであり、取締役(監査等委員)は、当該移行後の期間に係るものであります。
※使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、基本報酬(月次・定額)と賞与(年次・業績連動)により構成しております。基本報酬は、取締役としての役割・職責等を勘案し、役位別に設定しております。賞与については、単年度の業績評価のほか、中期計画の業績を踏まえた短期及び中長期的な観点での職務遂行状況を勘案して、株主総会で承認された報酬総額の限度内において、監査等委員会の意見聴取をした上で取締役会により決定しています。
監査等委員である取締役の報酬は、経営監督機能を十分発揮できるよう、職務内容に応じた基本報酬(月次・定額)とし、株主総会で承認された報酬総額の限度内において、監査等委員の協議により決定しています。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、経営企画本部がサポートを行っており、取締役会資料の事前配布・説明等を行い、必要な情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)取締役会

取締役会は、原則毎月1回定例開催いたします。その構成員は、平成29年3月29日現在、取締役(監査等委員である者を除く)4名及び監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)となっております。取締役会では、会社の経営方針、経営戦略、事業計画などの経営上重要な事項に関する意思決定、並びに法令及び定款に反しないよう業務執行状況の監督を行います。

(2)監査等委員会及び内部監査

監査等委員会は、平成29年3月29日現在、常勤の監査等委員である取締役1名を含む3名(うち2名の社外取締役)で構成され、原則毎月1回定例開催いたします。なお、監査等委員である取締役の岡 哲義氏及び安井信裕氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査等委員会は、会計監査人から、年間監査計画や各四半期のレビュー結果の報告並びに期末の監査報告を受け、また監査の実施状況について意見交換を行い、必要に応じて監査に立ち会うなど、適宜会計監査人との連携を図ります。

内部監査としては監査部(3名)を設置し、監査等委員会の指示を受けて、年間計画に基づき各部門の業務執行の有効性及び法令の遵守状況等について監査を実施し、監査等委員会に報告を行うとともに、各部門へのモニタリングや業務の改善に向けた助言等を行います。また、財務報告の信頼性を確保するため内部統制室を設置し、会社の業務活動のプロセスが法令及び諸規定に準拠して、財務報告に係る内部統制が有効に機能しているかについて評価を行うとともに、必要に応じた改善を図ります。

(3)経営会議

取締役(監査等委員である者を除く)全員と常勤の監査等委員である取締役、執行役員で構成する経営会議を、原則毎月1回開催します。経営会議では、取締役会付議議案の事前審査を行うとともに、一定の業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を行います。また、各部門から業務執行状況と事業実績が報告され、予実分析等の討議を行います。

(4)会計監査の状況

当社は、会計監査について有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、年間監査計画に基づき監査が実施されております。平成28年12月期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務にかかる補助者の構成については以下のとおりです。

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名
(有限責任監査法人トーマツ)

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 川崎 洋文

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 平田 英之

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 菱本 恵子

※継続監査年数は、7年を超えていないため記載を省略しております。会計監査業務に係る補助者の構成 公認会計士7名、その他8名。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社制度を採用しております。コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図るため、複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役で構成する監査等委員会を置くことにより、取締役会の監督機能を一層強化し、経営の透明性の確保や効率性の向上を図れるものと考えこの体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主による議決権行使上の利便性向上のため、招集通知の発送を原則法定期日の2～3日前として、早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	「株主重視」の観点から、株主総会の集中日を回避し、より一層の総会出席を促しております。
その他	1. IRは株主とのコミュニケーションであると考えております。その株主とのコミュニケーションを図るために株主懇談会を年1回開催しております。2. 株主総会のビジュアル化に努めております。3. 当社ホームページに招集ご通知を掲載しております。また、議決権行使結果の開示は、臨時報告書の提出のほか、当社ホームページにて行なっております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	基本方針に加え、開示方法、業績予想等に関する留意事項、沈黙期間につき定め、当社ホームページ http://www.dynac.co.jp/investor/policy.html に掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成28年8月10日「2016年12月期 第2四半期決算説明会」、平成29年2月9日「2016年12月期 決算説明会」を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ http://www.dynac.co.jp/investor/ に「決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、事業報告書(株主通信)、月次売上情報、店舗開店情報等」を、また、個人投資家及びアナリスト向けに決算説明会の実況レポート等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 経営企画本部(責任者 経営企画本部長)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場を尊重し、企業としての社会的責任を果たすため、法令のみならず社会規範の遵守及び企業倫理の確立を目的とした行動規範を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	1. 環境保全の一環として「ISO14001」の認証を平成21年12月に取得いたしました。2. CSRの活動としては、コンプライアンス委員会・環境委員会・安全対策委員会の更なる活動の活性化を狙い、CSR推進担当を設置しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「IR規程」及び「企業行動規範」等の諸規定の中に、企業情報等を積極的かつ公正に開示することを定めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

■ 内部統制システムの基本的考え

当社は、企業倫理憲章において、「法令・社会的倫理規範の遵守」「ステークホルダーへの誠実な対応と透明性のある経営」「事業活動による価値創造を通じて社会貢献」を掲げております。内部統制基本方針は、これに基づき「会社の業務の適正を確保する体制」の整備を実施することで、上記の約束を具体化し、当社の社会的使命を果たすことを目的とするものであります。

■ 内部統制システム構築の基本方針の内容

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、且つ社会的責任を果たすために企業倫理綱領（企業倫理憲章・行動規範）を制定しております。
- (2) 代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、同委員会の管轄下にコンプライアンス推進委員会を配し、コンプライアンス推進委員会にてコンプライアンスの取組を全社横断的に統括し、コンプライアンスの周知徹底を図ります。
- (3) 取締役及び使用人の法令上疑義がある行為等について、使用人が直接通報・報告することを可能とするコンプライアンス・ホットラインを設置・運営しております。また、当社は、通報・報告などの社外窓口として、コンプライアンス・ホットライン（法律事務所）を運用しております。
- (4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業活動に悪影響を及ぼす反社会的勢力・団体に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力・団体との取引関係を排除、その他一切の関係を持つことのない体制の整備を進めます。
- (5) 取締役は、反社会的勢力との関係断絶及び不当要求への明確な拒絶のための体制を構築し、推進しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書管理規定」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体など（以下「文書等」という）に記録し、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理しております。また取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理に関する体制を整備するため、リスク管理に係る規定を新たに制定し、全社のリスク管理の統括を管理部門担当取締役とすることとし、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定めることとしております。また、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会の管轄下にリスクカテゴリーごとに委員会を配し、当社の全社的なリスクを網羅的・統括的に管理するものとします。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役と使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成のために各部門の具体的な目標を含めた効率的な達成の方法を業務担当取締役が定め、ITを活用したシステムによりその結果を迅速に把握することで、取締役会が定期的にその結果をレビューし、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、全社的な業務の効率化を実現するシステムの構築を進めております。

5. 当社並びにその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、サントリーグループ会社の企業倫理綱領（企業倫理憲章・行動規範）を遵守すると共に、親会社のコンプライアンス推進部と定期的に情報交換を行い、経営管理情報・危機管理情報等の共有を図りながらコンプライアンス上の課題を把握し、業務執行の適正を確保しております。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びにその取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及びその取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務は、監査部においてこれを補助する。監査等委員会が指示する業務に関して、監査部の使用人への指揮命令権は、もっぱら監査等委員会に属するものとする。また、監査部の使用人の異動、評価等については、監査等委員会の同意をもって行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとします。

7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制並びにその報告した者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれやその事実の発生、当社の信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為などを発見した場合には、書面又は口頭にて直ちに監査等委員会に報告するものとしています。

また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員又は監査等委員会からの報告の要求に対しその要求に応えるものとし、監査部は、監査等委員会及び代表取締役社長に対し、定期的に内部監査の結果及びその他活動状況等の報告を行うものとしています。

また、当社の置く内部通報制度であるコンプライアンス・ホットラインの運用状況等について、担当部署から監査等委員会に報告する体制の整備を進めます。当社は、監査等委員又は監査等委員会に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を当社の役職員に周知します。

8. 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとします。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実効性を高めるため、監査等委員会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定するものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「ダイナック行動規範」に則り、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固たる態度で臨むことを定め、全社一体で一切の関係を遮断することに取り組んでおります。

組織的な対応を推進するため、CSR推進担当を設置し、管轄警察署、関係機関が主催する連絡会等で反社会的勢力関連情報の収集・管理を行うとともに、弁護士等外部の専門機関と適宜相談・連携しながら、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止に努めております。

また、社内規程において具体的な対応措置を規定するとともに、主管部署の設置、対応マニュアルの整備などの取り組みを行っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

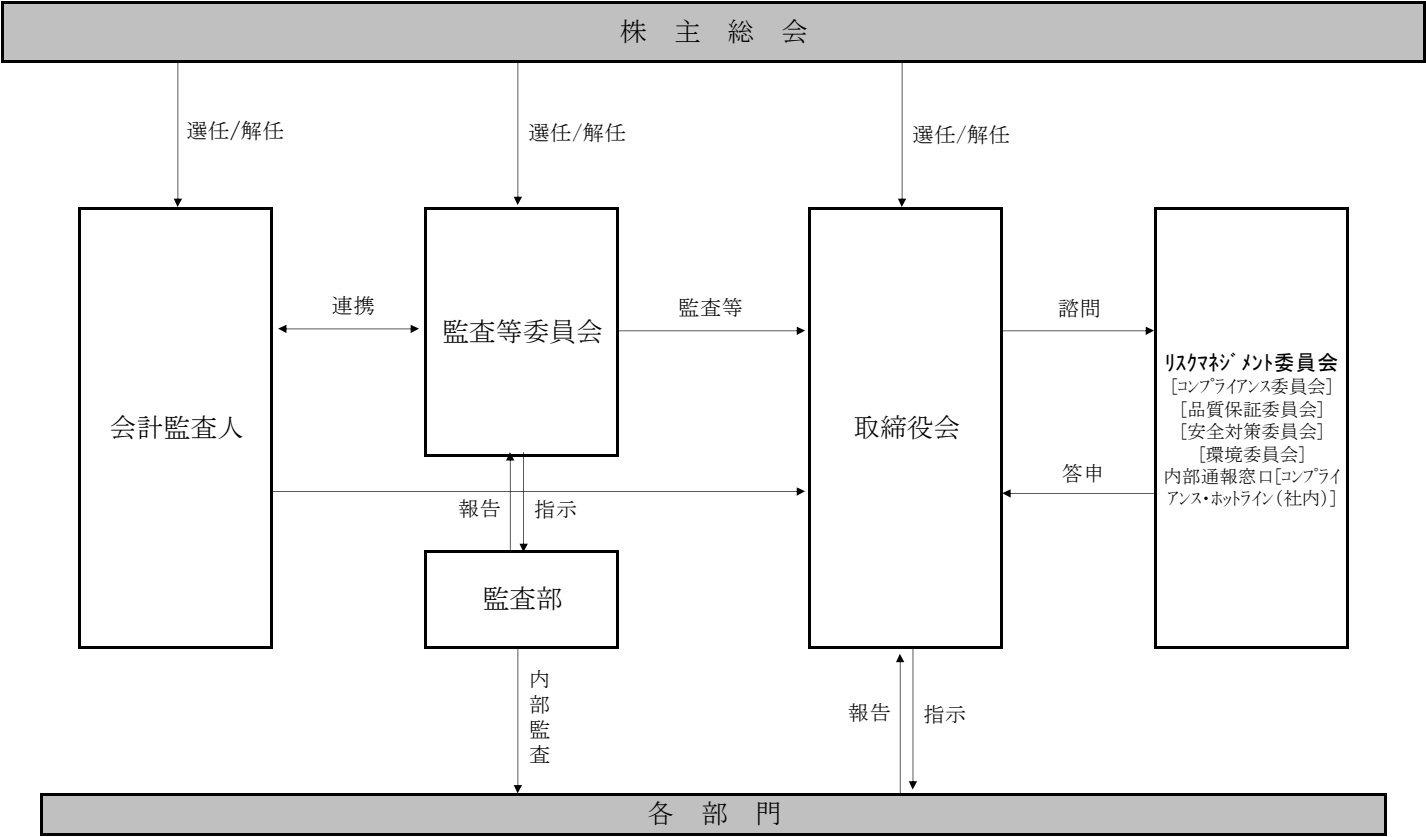
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

今後とも、株主を含むすべてのステイクホルダーの利益に貢献し、公平性・公正性を確保しながら長期的な株主利益の最大化に努めるため体制の強化を図ってまいりたいと考えております。適時開示に係る社内体制については、別添の「適時開示体制の概要」をご覧ください。

◆参考資料：コーポレート・ガバナンス体制についての模式図

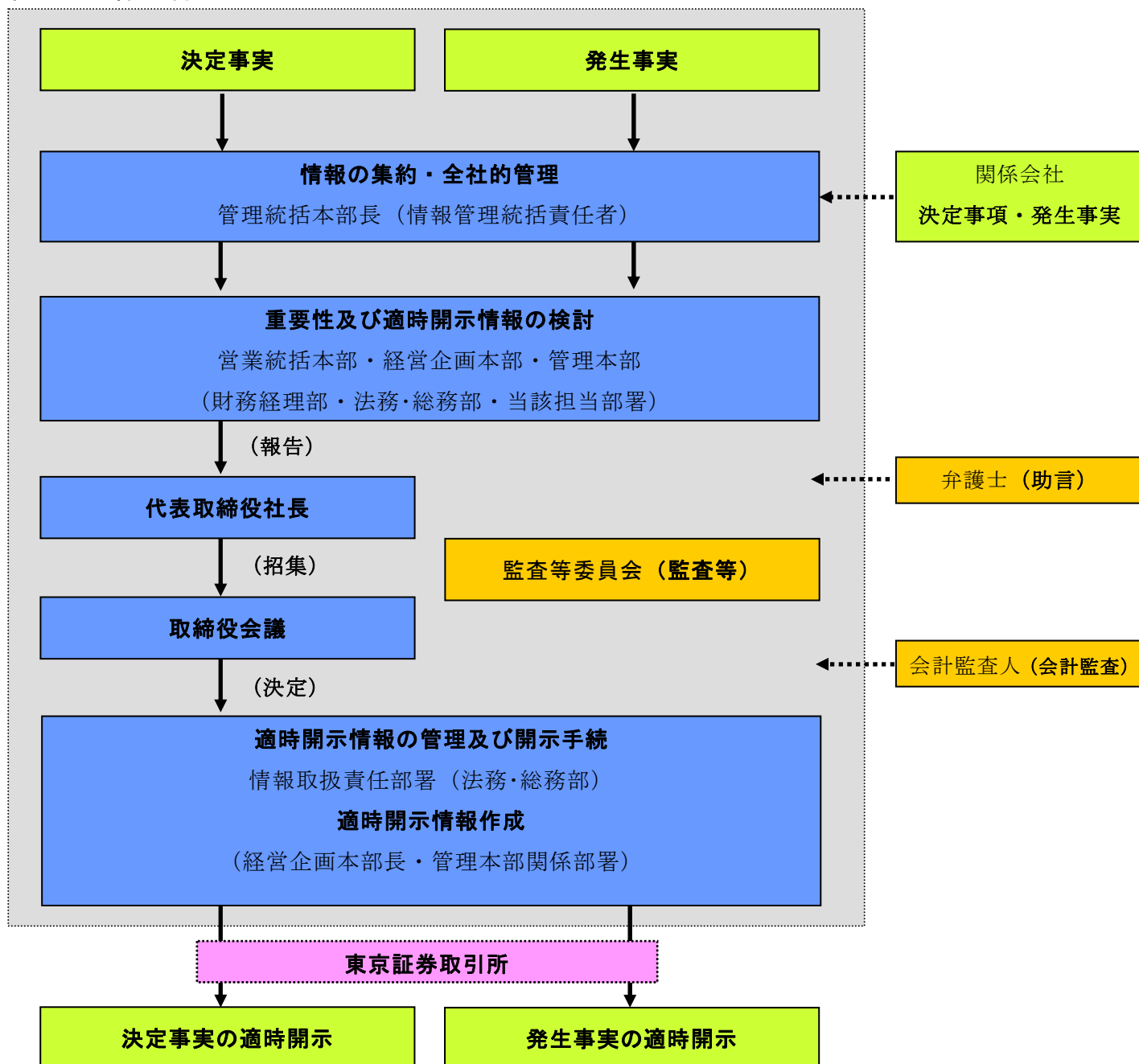


(別添)

適 時 開 示 体 制 の 概 要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

社 内 体 制 図



当社は、お客様、投資家、地域社会等から正しい理解と信頼を得るため、適時、適切に企業情報を開示することを基本方針としています。また内部情報の管理責任者として、取締役会の決議により情報管理統括責任者を設置しており、管理統括本部長がその任に当たっており、重要事項の開示においては取締役会の承認後、遅延なくディスクローズできる体制を整備しております。また、I R活動につきましては、経営企画本部長を責任者とし、より適切でタイムリーな情報開示を行っております。

■適時開示の担当部署

適時開示については、当社の定める社内規定（経営危機管理規定及び内部者取引に関する規定、機密管理規定等）に従って、下記のとおり適時開示すべき情報を取り扱っております。

- (1) 情報の管理は、情報管理統括責任者を置き、管理統括本部長がこの任にあたります。
- (2) 情報の重要性の判断は、適時開示情報か否かの検討を情報取扱責任部署である法務・総務部を中心に、営業統括本部、経営企画本部、管理本部、当該案件担当部署等で適時開示規則に則り協議します。
- (3) 重要事実等当社の定める会社情報の適時開示については、代表取締役社長または代表取締役社長より委任された取締役または情報管理統括責任者である管理統括本部長の指揮のもとに情報取扱責任部署（法務・総務部）が担当します。

■会社情報の適時開示に係る社内体制

会社情報の適時開示に係る社内体制は、次のとおりであります。

- (1) 当社の内部情報が発生した場合には、予め定める情報管理責任者（各部署長）から管理統括本部長に直ちに報告します。
- (2) 報告を受けた管理統括本部長は、内部情報管理を徹底するとともに直ちに情報取扱責任部署（法務・総務部）に適時開示の指示を行います。決算に係る適時開示については、財務経理部及び法務・総務部の管理本部関係部署がそれぞれの立場で開示資料を作成、検証することにより、内部牽制機能を充実させ、内容の適正さを確保することとしています。また、管理本部及び経営企画本部とで二重に確認することにより、確実な適時開示を行うよう努めています。なお、情報開示を含む内部管理態勢等の適切性、有効性を検証するため、内部監査部門である監査部が法令等遵守（コンプライアンス）の状況を含めた内部監査を実施しており、さらに、監査等委員会が経営全般の見地から監査等を実施しております。

■適時開示情報別の説明

投資者の判断に影響を与える重要な事実に関して、決定事実、発生事実・決算に関する情報、親会社に係る情報それぞれにおいて次のような体制をとっております。

(1) 決定事実の適時開示

当社に係る重要な決定事実、取締役会の決議に基づき適時開示を行っております。当社では、取締役会を原則毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。取締役会議案は、当社の「取締役会規則」に基づき取締役会に付議し、審議・決議しております。決議事項のうち開示対象となる重要な決定事項は、当該取締役会終了後直ちに開示の手続きを行っております。なお、開示文案につきましては各事案における所管部が作成し、情報管理統括責任者の確認のもと情報取扱責任部署（法務・総務部）が開示の手続きを行っております。

(2) 発生事実、決算に関する情報の適時開示

当社に係る重要な発生事実、社内各部署長から情報管理統括責任者に報告を行う体制をとっております。報告された情報は、情報管理統括責任者のもと管理本部関係部署において、適時開示の対象となる事項を確認し、法務・総務部が開示の手続きを行っております。決算情報につきましても同様に、決算情報担当の財務経理部から情報管理統括責任者へ報告を行い、適時開示の対象となる事項を確認し、情報取扱責任部署（法務・総務部）において開示の手続きを行っております。

(3) 親会社に係る情報

親会社に係る重要な決定事項及び発生事項については、親会社の主管部署が情報管理統括責任者に報告し、情報管理統括責任者のもと適時開示の対象となる事項を確認のうえ、情報取扱責任部署（法務・総務部）が開示の手続きを行っております。

以 上